

事業計画書

「要配慮者利用施設の避難確保計画
作成促進について」

河川課・砂防課

1. 概要

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年 6 月 19 日に改正されました。地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。河川課及び砂防課は法律の改正時から各施設管理者及び市町担当部局に対して避難確保計画作成の促進を図ってきたところではありますが、さらなる作成率向上のため、今回事業計画書を作成するに至りました。

・ 関係法律

【水防法第 15 条 3】

第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

【土砂災害防止法第 8 条の 2】

第 8 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

・ 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を特に要する施設のこと。

※市町の地域防災計画に位置付けられた「要配慮者利用施設」が避難確保計画作成の対象となる。

社会福祉施設	・老人福祉施設・有料老人ホーム ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設・地域活動支援センター ・福祉ホーム・保護施設・児童福祉施設 ・児童相談所・母子・父子福祉施設 など
学校	・幼稚園・小学校・中学校 ・義務教育学校・高等学校 ・中等教育学校・特別支援学校 ・高等専門学校 など
医療施設	・病院・診療所 ・助産所 など

2. 計画

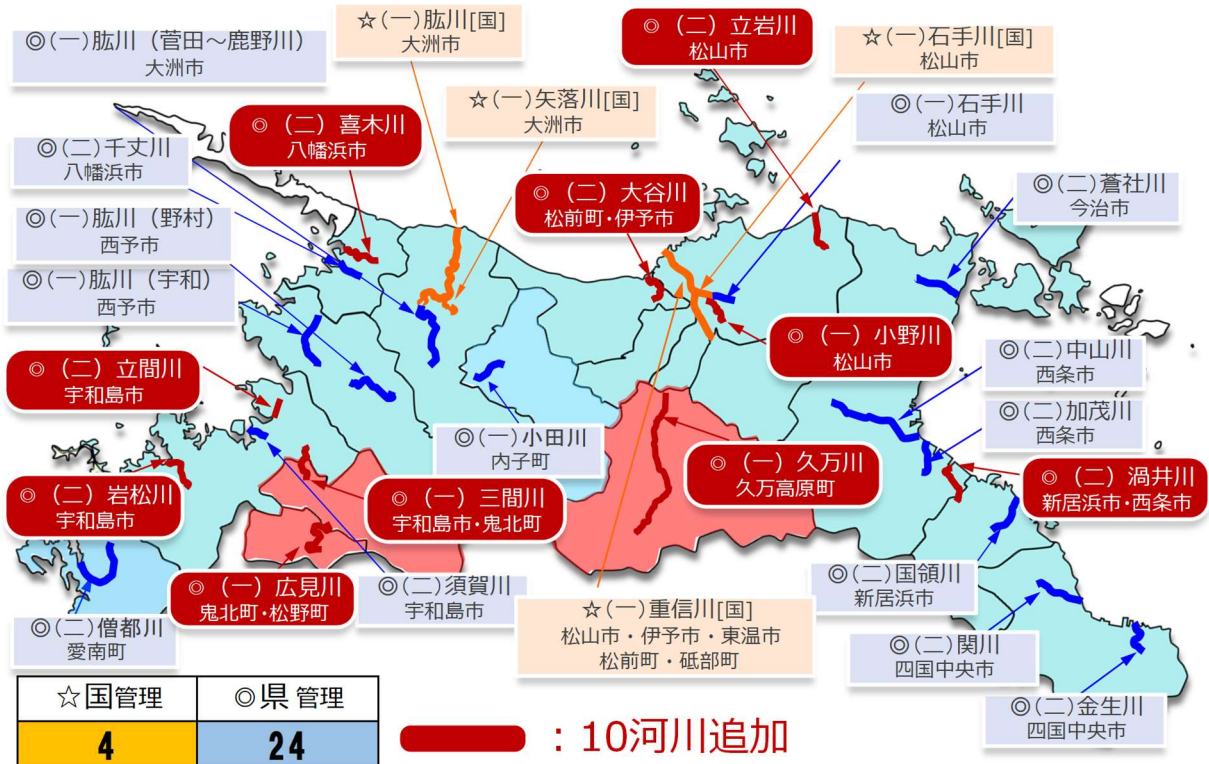
目標：令和3年度末までに避難確保計画作成率100%
 (H29「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画)

【洪水】

洪水浸水想定区域図指定箇所(令和2年6月末時点)

対象河川：21河川(23箇所)

※(二)立間川は事前公表のみで指定はしていない。



市町	洪水浸水想定区域図指定河川
松山市	(二)立岩川 (一)重信川(国) (一)石手川 (一)小野川
今治市	(二)蒼社川
宇和島市	(二)須賀川 (二)岩松川 (一)三間川 (二)立間川※
八幡浜市	(二)喜木川 (二)千丈川
新居浜市	(二)国領川 (二)渦井川
西条市	(二)渦井川 (二)加茂川 (二)中山川
大洲市	(一)肱川(国) (一)矢落川(国) (一)肱川
伊予市	(一)重信川(国) (二)大谷川
四国中央市	(二)金生川 (二)関川
西予市	(一)肱川
東温市	(一)重信川
上島町	対象河川無し
久万高原町	(一)久万川
松前町	(一)重信川(国) (二)大谷川
砥部町	(一)重信川(国)
内子町	(一)小田川
伊方町	対象河川無し
松野町	(一)広見川
鬼北町	(一)三間川 (一)広見川
愛南町	(二)僧都川

※(二)立間川は事前公表のみで指定はしていない。

【土砂災害】

土砂災害警戒区域指定状況（令和2年8月末時点）

・土砂災害警戒区域 7,816箇所

（指定予定箇所 8,495箇所 合計 16,311箇所）

市町名	指定箇所 ①									
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		小計			
	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R
四国中央市	121	121	196	164	51	0	368	285		
新居浜市	80	80	109	81	0	0	189	161		
西条市	57	56	124	101	0	0	181	157		
今治市	139	134	512	367	0	0	651	501		
上島町	11	11	39	36	0	0	50	47		
東温市	15	15	88	75	0	0	103	90		
松山市	340	332	527	387	0	0	867	719		
伊予市	104	104	118	97	0	0	222	201		
砥部町	52	52	53	51	0	0	105	103		
久万高原町	252	252	289	230	29	0	570	482		
大洲市	263	258	268	247	0	0	531	505		
内子町	394	391	272	230	0	0	666	621		
八幡浜市	45	45	122	105	0	0	167	150		
伊方町	204	204	183	141	57	0	444	345		
西予市	120	120	236	216	0	0	356	336		
宇和島市	484	482	737	621	0	0	1,221	1,103		
鬼北町	94	94	271	250	0	0	365	344		
松野町	11	11	35	32	0	0	46	43		
愛南町	355	349	359	282	0	0	714	631		
合計	3,141	3,111	4,538	3,713	137	0	7,816	6,824		

市町名	基礎調査結果（指定予定箇所） ②									
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		小計			
	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R
四国中央市	3	3	0	0	17	0	20	3		
新居浜市	78	78	100	78	15	0	193	156		
西条市	135	135	105	97	34	0	274	232		
今治市	842	802	425	286	23	0	1,290	1,088		
上島町	115	108	26	16	5	0	146	124		
東温市	413	400	57	53	22	0	492	453		
松山市	325	313	226	170	14	0	565	483		
伊予市	208	206	172	148	47	0	427	354		
砥部町	105	105	72	61	21	0	198	166		
久万高原町	0	0	0	0	62	0	62	0		
大洲市	1,104	1,093	355	301	117	0	1,576	1,394		
内子町	0	0	2	2	95	0	97	2		
八幡浜市	217	215	155	120	119	0	491	335		
伊方町	0	0	0	0	31	0	31	0		
西予市	641	628	349	274	66	0	1,056	902		
宇和島市	620	618	380	318	16	0	1,016	936		
鬼北町	104	104	99	81	15	0	218	185		
松野町	247	246	92	80	1	0	340	326		
愛南町	1	1	0	0	2	0	3	1		
合計	5,158	5,055	2,615	2,085	722	0	8,495	7,140		

合計 ①+②		
Y	R	
388	288	
382	317	
455	389	
1,941	1,589	
196	171	
595	543	
1,432	1,202	
649	555	
303	269	
632	482	
2,107	1,899	
763	623	
658	485	
475	345	
1,412	1,238	
2,237	2,039	
583	529	
386	369	
717	632	
16,311	13,964	

Y: 土砂災害警戒区域

R: 土砂災害特別警戒区域

【事業計画】（令和2～3年度）

実施項目	見込まれる効果	実施内容
施設所管課及び市町と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 施設所管課及び市町毎の作成率の進捗状況や未作成施設の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 作成状況を定期的に調査し、結果を情報共有
施設所管課及び市町へ協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> 施設所管課及び市町からの直接指導による作成率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 文書や会議による作成依頼 実地検査などの際に作成指導
作成支援ツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画に追記するため作成が容易になることによる作成率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画（非常災害対策計画や消防計画等）に追記できる作成例等を作成し提供
施設管理者向け説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な作成方法を示すことによる作成率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が主体となって説明会を実施（県支援） 説明会上で既存計画の追記作業を実施

【令和2年度事業内容】

- ① 作成支援ツールの提供（参考様式参照）
 - ・既計画（消防計画・災害対策計画等）に追記して作成できる様式を作成し、提供
 - ・追記できる既計画がない施設に対しては、作成しやすい簡易な様式を作成・提供
 - 作成者（施設管理者）の手間を省き、作成率向上につながる
 - ※既存計画：消防計画（全施設）、非常災害対策計画（福祉施設）
危機管理マニュアル（学校）、災害対策マニュアル（医療施設）
- ② HP の開設
 - ・避難確保計画に関するホームページを作成（ホームページ内容）
 - 提供する支援ツール様式を添付
 - 市町の担当窓口を表示
 - 市町の避難確保計画に関するリンク先を表示
- ③ 説明会の実施
 - ・施設管理者向けの説明会（講習会プロジェクトなど）は令和3年度以降に実施（新型コロナの影響）
 - ・Web会議が可能な施設を対象に説明会を実施（主な対象施設：小学校・中学校）
 - ・市町担当者に対して Web 会議を実施し、作成した様式の説明や、施設管理者への情報共有等の調整を行う。
- ④ その他（参考様式参照）

- ・定期的に進捗状況に関する調査を実施（四半期に1回程度）
- ・市町担当課及び県の施設所管課と情報共有し、指示及び指導を依頼する。

【令和3年度事業内容】

- ① 進捗状況の確認（参考様式参照）
 - ・令和2年度末に進捗状況の再調査を行い、令和3年度末までに作成しなければならないことを市町担当課及び施設所管課に再周知の上、情報共有を実施する。
 - ・四半期に1回程度、進捗状況調査を実施し、市町等の危機意識を持たす。
- ② 施設管理者向けの説明会の実施（参考様式参照）
 - ・市町主導で、避難確保計画未作成施設の管理者に対して、説明会（講習会プロジェクトなど）を実施する。
 - ※講習会プロジェクト：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会
 - ・作成率が100%でない市町は原則開催する。（R3年12月までに）
- ③ 個別依頼
 - ・令和3年12月頃に進捗状況を確認、未作成の施設に対して個別に作成依頼を実施する。（市町担当課と協力）
 - ・令和3年度末までに作成して、目標の100%を達成。

